

正念場を迎える食品表示法

薬学博士・鈴鹿医療科学大学薬学部客員教授 中村幹雄

第183国会の最終で成立し、2013年6月28日に公布された食品表示法は、2年後の2015年6月までに施行される。現在、食品表示法に基づく政令・省令の準備が進められている。絶妙なタイミングで、著名なデパートのレストランやおせち料理の食材の偽装問題が大きな社会問題となり、連日紙面やTV画面を賑わしている。食品衛生法、景品表示法、JAS法に抵触するかどうかが問われているが、ここでは、食品衛生法について考える。

1

「食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もつて国民の健康の保護を図ることを目的とする」食品衛生法は、薬事法で規定する医薬品および医薬部外品を除く全ての飲食物を規制の対象とする（法第4条）。食品衛生法第19条第1項に基づく食品の表示のルールは、内閣府令45号（旧食品衛生法施行規則第21条）で定められている。府令45号第1条で、表示を行うべき食品および添加物は一から十四で定められているが、外食は含まれていない。

2

食品表示法一元化検討会で、中食・外食の表示についても、食品表示法の中に盛り込むべきと主張したが、報告書でも全く反映されず、食品表示法の施行時には対象とならない。今後のスケジュールにも入っていない。消費者委員会の表示部会でも当面の検討課題に入っていない。

3

一方、国民のアレルギー疾患の問題は深刻度を増しており、国民の二人に一人が何らかのアレルギーに罹患しており、中でも食物アレルギーは深刻で、有病率は乳児で約5～10%、幼児で約5%、学童期以降が1.5～3%と考えられている。そのため、包装された食品に特定原材料を表示することが義務化され、7品目（えび、かに、卵、乳、小麦、そば、落花生）の表示義務が課せられ、表示推奨の18品目

を含めれば、国民の94%がカバーできるとされるが、たった1%でも128万人に相当し、該当する個人個人にとっては命に関わる重要な問題であって、統計的なリスク評価で片付けられる問題ではない。



4

今般の冷凍成型肉を「ステーキ」と称し、脂肪の注入や成型に使用されるカゼインナトリウム（乳由来）、卵白、小麦の混入が顧客に知らされることによるアレルギーの発症は否定できず、患者が発生してもウヤムヤに処理されてきた可能性は否定できない。

5

さらに、表示基準を定めた内閣府令45号は、第1条で表示事項を規定し、第2条～第20条までの例外規定により、GMO、固有記号、添加物の表示など、消費者の要求を蔑ろにするものである。

消費者庁および消費者委員会は、設置の理由をよく勉強し、消費者の要求に真剣に向き合うべきであり、そうでなければ、両組織は無用の長物と化すだろう。

消費者・消費者団体も、国民の声に耳を傾け、自分の要求と異なっていても、それを受けとめ大きな要求に作り上げていくことが大切である。こうした運動の弱点も反省し、2014年は大きく前進したいと思っている。

（2013年11月11日）

